

令和5年度大阪医科薬科大学仁泉会
学術集会の助成申請について

この助成は大阪医科薬科大学仁泉会定款第4条により医学の研究と学術振興のため、令和5年度中に開催する学術集会に対し運営を支援するために設けられたものであります。

1. 申請者は仁泉会会員であることが条件です。
2. 申請書は仁泉会事務所に提出して下さい。(提出された書類は返却いたしません。)
3. **申請の締切は令和5年1月末日(消印有効)です。**
4. 助成の決定は令和5年4月事業年度開始後に本人に通知し、助成金は仁泉会理事長より交付されます。
5. **交付は5月開催の定期総会にて行います。代表者(代理も可)は出席をお願いいたします。**
6. **申請書の様式データは弊会のホームページよりダウンロードできます。**

大阪医科薬科大学仁泉会学術集会開催助成規定

この規定は大阪医科薬科大学仁泉会定款第4条第1項に基づくものである。

<目的>

第1条 この規定は、仁泉会会員が学術集会を主催するに際して、仁泉会から助成金を配分し、その学術集会の運営を支援することを目的とする。

<定義>

第2条 この規定における「学術集会」とは、**原則として全国規模のもの**を指し、通常の医学系学会あるいはその形式に準じるものをいう。

<申請>

第3条 この助成を受けようとする者は、その学術集会が行われる前年度までに申請しなければならない。

<申請者>

第4条 申請できる者は本会会員に限る。

<申請書>

第5条 申請者は別に定める申請書様式に従って、所定の事項を記入し、大阪医科大学仁泉会理事長宛提出する。

<申請の締切>

第6条 締切日は毎年度理事会において決定する。

<助成の決定>

第7条 助成の可否は理事会において決定する。

<助成決定後の報告>

第8条 **助成決定後、申請者は仁泉会会報へ当該学術集会の案内及び開催後の報告しなければならない。**

第9条 この規定は理事会の議決を経て変更することができる。

付則

この規定は平成11年12月1日からこれを適用する。